

令和2年松前町条例第9号

松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月18日

松前町長 岡本 靖

松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例

(松前町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松前町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年松前町条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="255 724 1021 756"><u>松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p data-bbox="210 778 680 810">(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p data-bbox="159 833 1128 1056">第1条 生活用水その他の<u>浄水</u>を町民に供給し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与するため、並びに下水を適切に排除し、もって公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するため、町の経営する企業として、水道事業及び下水道事業を設置する。</p> <p data-bbox="210 1078 434 1110"><u>(法の全部適用)</u></p> <p data-bbox="159 1133 1128 1311">第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p data-bbox="210 1334 394 1366">(経営の基本)</p> <p data-bbox="159 1388 1128 1420">第2条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」とい</p>	<p data-bbox="1249 724 1792 756"><u>松前町水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p data-bbox="1205 778 1688 810">(水道事業_____の設置)</p> <p data-bbox="1153 833 2123 912">第1条 生活用水その他の<u>じよ水</u>を町民に供給するため、水道事業を設置する</p> <p data-bbox="1187 1040 1263 1062">_____。</p> <p data-bbox="1205 1334 1388 1366">(経営の基本)</p> <p data-bbox="1153 1388 1411 1420">第2条 水道事業_____</p>

う。)は、常に_____経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、給水区域外に給水することができる。

給水区域	給水人口	1日最大給水量
松前町の区域	31,500人	16,000立方メートル

3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。

排水区域	排水人口	1日最大処理能力
下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき公示した下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画の区域	13,400人	8,400立方メートル

(管理者の非設置)

第3条 法第7条ただし書及び政令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かない。

(組織)

第4条 法

_____第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者_____の権限に属する事務を処理させるため、公営企業部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

_____は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、松前町の区域内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は区域外に給水することができる。

3 給水人口は、31,500人とする。

4 1日最大給水量は、16,000立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業_____の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、産業建設部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が30,000円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20,000円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第8条 上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければ

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が30,000円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20,000円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければ

ならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次_____に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日_の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 省略

ならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 省略

(管理者)

第8条 法第7条但し書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

(特別会計)

第9条 法第17条の規定に基づき、水道事業特別会計を設ける。

(松前町職員定数条例の一部改正)

第2条 松前町職員定数条例（昭和43年松前町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19

条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定に基づき、議会、町長、地方公営企業、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局、教育委員会の事務部局及び教育機関並びに農業委員会の事務部局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 議会の事務部局の職員 2人
- (2) 町長の事務部局の職員 180人
- (3) 地方公営企業の事務部局の職員 14人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (5) 監査委員の事務部局の職員 1人
- (6) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 46人
- (7) 農業委員会の事務部局の職員 2人

合計 247人

条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定に基づき議会、町長_____、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 議会の事務局の職員 2人
- (2) 町長の事務部局の職員 186人
- (3) 選挙管理委員会の職員 2人
- (4) 監査委員の職員 1人
- (5) 教育委員会の事務局及び教育機関の職員 46人
- (6) 農業委員会の事務局の職員 2人
- (7) 地方公営企業の事務部局の職員 8人

合計 247人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。